

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、令和四年五月二日、同年八月十五日並びに令和五年一月二日及び同月三日に、臨時に開館し、令和四年六月十四日から同月十七日までの間、臨時に休館する。

頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を、令和四年五月二十四日及び同月二十五日、同年七月十二日から同月十五日までの間、同年九月六日及び同月七日、同年十月十八日及び同月十九日、同年十二月十三日から同月十六日までの間、令和五年一月十日から同月十三日までの間並びに同年二月二十八日及び同年三月一日に、臨時に休館する。

令和四年四月二十八日

広島県立歴史博物館長 佐藤 哲義